

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

臼杵市長 西岡 隆

市町村名 (市町村コード)	臼杵市 (44206)	
地域名 (地域内農業集落名)	中臼杵・南津留地区 (久木小野、落合、吉小野上、吉小野中、吉小野下、中臼杵 武山上、武山下、搔懐上、搔懐下、中尾、左津留、高山上 高山下、乙見上、乙見下、東神野上、東神野下)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月7日 (第2回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・高齢化、後継者不在で、担い手不足が心配される
- ・若い人は農業に興味を示さず、地域から出て行ってしまう
- ・維持管理は草刈り程度はできているところはあるが、数年後は続けられそうにない
- ・経営規模の割に農機具が高価で、更新や新規購入が難しい。
- ・中臼杵側は、水田は耕作できているが、畑が荒れているところが増えてきている。
- ・左津留側は、サル、シカ、ムジナ、イノシシと鳥獣被害に悩まされている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手確保のために新規就農者の育成の取り組みや、定住につながるような地域づくりを進める
- ・水田農業維持や、自立できる農業、儲かる農業確立のため米価の引き上げを目指す
- ・地域を超えた共同作業による施設管理に取り組む
- ・基盤整備により農地の区画の整理や農道の拡大を図り、大規模な経営体でも耕作しやすい圃場環境を整える。
- ・有機農業の新規就農者がいるので、将来その人に担い手になってもらいたい

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	223.40 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	223.40 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を把握しながら、農地中間管理機構の活用を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手、地権者のニーズを踏まえ、農用地の大区画化・施設整備に向けた取り組みを検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外からの経営体を呼び込むとともに、新規就農者の募集と育成を行っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置する。